

平成28年度 守口市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度守口市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水 洗 化 人 口	144,700人		
(2) 年 間 総 処 理 水 量	26,071,900m ³		
(3) 年 間 有 収 水 量	16,474,000m ³		
(4) 主要な建設改良事業	管 渠 整 備 事 業	工事費等	670,300千円
	ポ ン プ 場 整 備 事 業	工事費等	834,660千円
	処 理 場 整 備 事 業	工事費等	652,100千円
			管渠更新工事等
			ポンプ設備更新工事等
			処理場更新工事等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益		4,371,340千円
第1項	営 業 収 益		3,582,739千円
第2項	営 業 外 収 益		788,591千円
第3項	特 別 利 益		10千円

	支	出
第1款 下水道事業費用		3, 6 6 6, 2 2 3 千円
第1項 営 業 費 用		3, 2 3 5, 0 4 2 千円
第2項 営 業 外 費 用		4 2 9, 6 8 1 千円
第3項 特 別 損 失		1, 0 0 0 千円
第4項 予 備 費		5 0 0 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1, 4 5 6, 6 2 2 千円は、過年度分損益勘定留保資金8 0 3, 1 2 2 千円、当年度分損益勘定留保資金4 8 5, 0 4 6 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1 6 8, 4 5 4 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的收入		2, 2 7 3, 3 0 7 千円
第1項 企 業 債		1, 3 1 9, 5 0 0 千円
第2項 他 会 計 負 担 金		1 1 9, 7 0 7 千円
第3項 国 庫 補 助 金		8 3 4, 0 0 0 千円
第4項 負 担 金 等		1 0 0 千円

	支	出
第1款 資本的支出		3, 7 2 9, 9 2 9 千円
第1項 建 設 改 良 費		2, 2 9 6, 3 7 7 千円
第2項 固 定 資 産 購 入 費		1 1 3, 3 0 7 千円
第3項 企 業 債 償 還 金		1, 3 2 0, 2 4 5 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	松下菊水放流幹線 立坑築造工事	千円 5 5 0 , 0 0 0	平成28年度	千円 1 3 8 , 0 0 0
				平成29年度	4 1 2 , 0 0 0
		守口処理場送風機 設備工事（機械）	8 6 0 , 0 0 0	平成28年度	5 6 0 , 0 0 0
				平成29年度	3 0 0 , 0 0 0
		守口処理場送風機 設備工事（電気）	1 3 0 , 0 0 0	平成28年度	6 8 , 0 0 0
				平成29年度	6 2 , 0 0 0

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
梶 ポ ン プ 場 運 転 委 託 事 業	平成30年度まで	134,003千円
公営企業会計システム保守委託事業	平成31年度まで	132千円
清 掃 ・ 警 備 業 務 委 託 事 業	平成33年度まで	2,624千円
電子計算機及び事務機器等借上事業 (消費税率及び地方消費税率引上げ分)	平成29年度まで	19千円
八 雲 ポ ン プ 場 運 転 委 託 事 業 (消費税率及び地方消費税率引上げ分)	平成30年度まで	2,142千円
電 気 保 安 管 理 委 託 事 業 (消費税率及び地方消費税率引上げ分)	平成30年度まで	200千円

(企 業 債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利率	償 還 の 方 法				
				資金区分	償還期限	左のうち据置期間	償還方法	そ の 他
下水道施設整備 事業	1, 208, 000 千円	普 通 貸 借 (証書借入) 又 は 証 券 発 行	年 7.0% 以 内	政 府	40 年 以 内	5 年以内	年 賦 又 は 半 年 賦 元 利 均 等 元 金 均 等	左記の条件の範囲内において借 入先に融通条件がある場合その条 件に従うことができる。
寝屋川北部流域 下水道事業	111, 500 千円			地 方 公 共 団 体 金 融 機 構				ただし、財政の都合により償還期 限及び据置期間を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借換えること ができる。
合 計	1, 319, 500 千円			そ の 他				なお、起債前借又は翌年度に繰越 して借入れることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、2, 0 0 0, 0 0 0千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用、特別損失
- (2) 建設改良費、固定資産購入費、企業債償還金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 420,288千円

平成28年2月25日提出

守口市長 西 端 勝 樹